

令和7年度駐留軍等労働者労務管理機構におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方といたします。

番号	種別	件名／品名	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	備考
1	役務	令和7年度在日米軍従業員募集ポスターの掲示 (京浜急行線)	令和8年1月20日(火)	令和8年2月2日(月)	令和8年2月3日(火) 10時00分	
2						
3						
4						
5						

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

契約責任者

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
横須賀支部長 岡田 英之

1 見積合わせ実施日

令和8年2月3日（火）

2 件名

令和7年度在日米軍従業員募集ポスターの掲示（京浜急行線）

3 履行内容

品名	仕様等	数量
別添仕様書のとおり		

4 掲示期間

別添仕様書のとおり

5 参加資格

令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、「役務の提供」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級の格付を受け、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。その他の参加資格については、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構オープンカウンター方式実施要領」（以下「実施要領」という。）第5に該当する者であること。

6 見積書提出期限

令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しを添付し、令和8年2月2日（月）午後5時までに、持参、郵送、託送又は電子メールにより提出すること（郵送又は託送による場合は必着）。ただし、実施要領第6の第3項ただし書の規定に該当する場合は、当該参加資格の写しの添付を省略できるものとする。

7 担当部署

〒238-0011 神奈川県横須賀市米が浜通1-6 村瀬ビル5階

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 横須賀支部管理課 総務経理係

電話：046-828-6963

E-mail haihu_account_yokosuka@lmo.go.jp

仕様書

件名：令和7年度在日米軍従業員募集ポスターの掲示（京浜急行線）

1 目的

在日米軍従業員募集ポスター（以下「ポスター」という。）を京浜急行線の車両内及び駅構内に掲示し、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構横須賀支部（以下「甲」という。）が行う在日米軍従業員募集について広く周知する。

2 履行内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、甲が提供するデータからポスターを印刷し、京浜急行線車両内の甲の指定する場所にポスターを掲示する。
- (2) 乙は、京浜急行線で甲の指定する駅構内の掲示板に、甲が提供するポスターを掲示する。

3 掲示・設置場所及び掲示・設置枚数

- (1) 京浜急行線車両内
各車両につき1枚（発注枚数2,490枚）
- (2) 京浜急行線駅構内
追浜駅1枚

4 ポスターの規格等

- (1) 共通事項（ポスター）
各鉄道会社等の広告制作基準による。
ポスターを印刷する用紙の紙質は、コート紙、四六判110kgとする。
- (2) 京浜急行線車両内
B3サイズ横（中吊りポスターシングルサイズ）
- (3) 京浜急行線駅構内
B1サイズ縦

5 掲示期間

京浜急行線車両内及び京浜急行線駅構内
令和8年2月20日から3月13までの間で連続した7日間

6 その他

- (1) 共通事項
 - ア 乙は、契約後、速やかに甲に各ポスターの掲示期間を通知するものとする。
 - イ 乙は、3(1)に示した枚数のポスターを印刷する前に、印刷サンプルを甲に提出し、その確認を受けるとともに、甲の指示を受け、印刷物に関する調整を行うものとする。

ウ 乙は、ポスターを掲示した際は、掲示日の2営業日後までに写真等により甲に掲示・設置状況の報告を行うものとする。また、ポスターの掲示状況又は意匠について甲から指示を受けた際は、甲及び関係機関と所要の調整を行うものとする。

エ 乙は、掲示期間中にポスターを損傷、亡失した場合、盗難があった場合又はこれらの事実を発見した場合、乙は甲に速やかに連絡の上、甲と調整し、貼り直し等の措置を講ずるものとする。

オ 乙は、すべての業務の履行を終えてから7営業日以内に、ポスターの掲示期間、場所及び枚数並びに6（1）エの規定に基づき講じた措置について記載し、かつ、これらの掲示・設置の場所及び状況を確認できる写真を掲載した報告書を甲に提出するものとする。

カ 掲示期間を終了したポスターは、乙の責任において破棄するものとする。

キ 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議により決定するものとする。

（2）京浜急行線駅構内

ア 甲は、契約後、速やかに甲の所在地にてポスターの受け渡し又は乙の指定するあて先にポスターを送付するものとする。

イ 6（1）ウに定める報告の際、各駅のポスター掲示場所の略図を甲に提出するものとする。